

イスラム恐怖症と闘う国際デー 高等弁務官が声明

2024/03/15

国連人権高等弁務官事務所

イスラム恐怖症と闘う国際デーに際し、人権高等弁務官が声明を公表した。内容は以下のとおり。あらゆる形態の宗教的ヘイト・不寛容は許されないというメッセージはこれまで以上に緊急性が高い。イスラム恐怖症は人の生命とコミュニティ全体の人間性を奪い、ヘイトスピーチの激流はソーシャルメディアで拡大した。中東での現在の紛争で、イスラム恐怖症の事件は、欧米の複数の国で6倍、アジア太平洋地域のある国では10月7～23日に10倍になったという。各国政府は、国際人権法の枠内で多くの手段を用いて、宗教・信念に基づく不寛容の撲滅の取り組みを直ちに強化しなければならない。枠組みはすでに複数存在する。人権理事会決議16/18(宗教的不寛容に対処する国のための行動計画)、イスタンブール・プロセス、ラバト行動計画、“Faith for Rights”に関するベイルート宣言である。我が事務所の包括的反差別法の整備に関する実践ガイドも有用である。